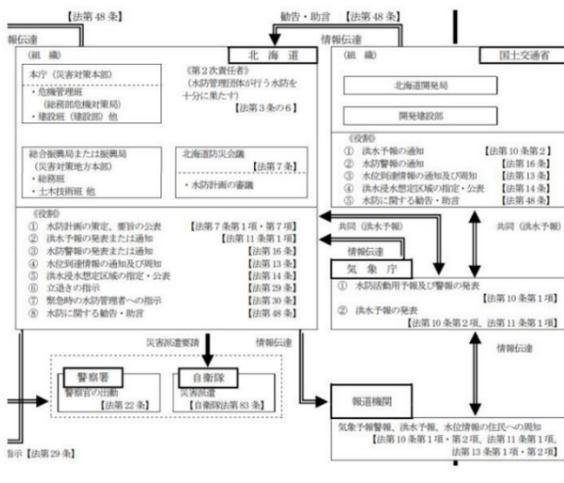
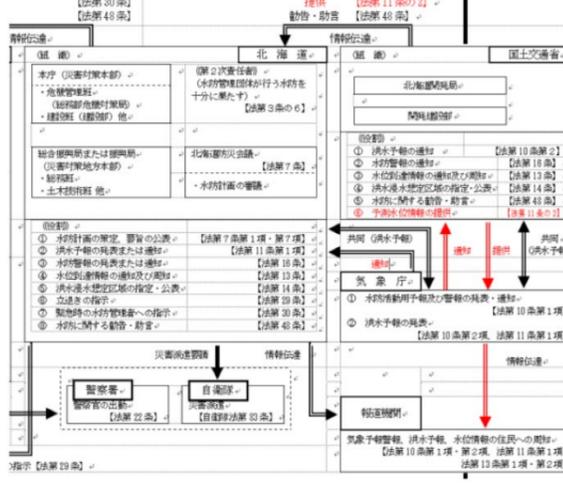


上ノ国町水防計画

新旧対照表

令和8年●月

上ノ国町水防計画 新旧対照表

北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)	
<p>第1章 総則</p> <p>第3節 水防の責任等 第3 国土交通省（北海道開発局）の責任</p> <p>(略)</p> <p>(9) 特定緊急水防活動（法第32条） (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条） (11) 道に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 安全配慮</p> <p>(参考図)</p> <p style="text-align: center;">水防法に定める各機関の役割</p> <p>(略)</p>  <p>(略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 水防の責任等 第3 国土交通省（北海道開発局）の責任</p> <p>(略)</p> <p>(9) 特定緊急水防活動（法第32条） (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条） (11) 道に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条） <u>(12) 道及び気象庁への洪水予報河川の予測水位情報の提供（法第11条の2）</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 安全配慮</p> <p>(参考図)</p> <p style="text-align: center;">水防法に定める各機関の役割</p> <p>(略)</p>  <p>(略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 水防の責任等</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red;"> <p>※該当する記載がないため</p> </div> <p>第5節 安全配慮</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red;"> <p>※該当する記載がないため</p> </div>	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 水防の責任等</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <p>第5節 安全配慮</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p>	<p>・ 令和5年11月30日施行の水防法及び気象業務法での改正内容の反映</p> <p>・ 令和5年11月30日施行の水防法及び気象業務法での改正内容の反映</p> <p>・ 水防法第10条の文言との整合（『情報伝達』を『通知』に修正）</p> <p>・ 気象庁から国土交通省へ『通知』の矢印を追加（水防法第10条に基づく法定伝達）</p> <p>・ 報道機関から気象庁への情報伝達は想定されないことから一方の矢印に修正</p>

北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)	
<p>(本計画における各機関)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 総合振興局及び振興局 (地域創生部 地域政策課) 空知総合振興局、石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局、檜山振興局、上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局</p> <p>(略)</p>	<p>(本計画における各機関)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 総合振興局及び振興局 (地域創生部 危機対策室) 空知総合振興局、石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局、檜山振興局、上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red;"> ※該当する記載がないため </div>	<p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p>	<p>・組織改組のため</p>

北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)	
<p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 道の水防組織 道は、北海道災害対策本部条例（昭和37年11月1日北海道条例第54号）、北海道災害対策本部運営規定及び北海道地域防災計画第3章第1節第2「応急活動体制」に定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとする。 水防事務の総括は本庁にあっては総務部危機対策局危機対策課、地方部局にあっては、その区域を管轄する総合振興局又は振興局地域創生部 地域政策課 で行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 水防計画の調査 道は、水防計画を調査させるため、北海道防災会議に水防部会を置く。 北海道防災会議水防部会設置要綱及び運営規程は、参考資料 2 「北海道防災会議水防部会設置要綱」及び参考資料 3 「北海道防災会議水防部会運営規程」のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 水防管理団体の水防組織 第2 指定水防管理団体 法第4条の規定により、知事が指定した指定水防管理団体は、別表 第1 「指定水防管理団体一覧表」のとおりである。 指定水防管理者がその区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合は、水防団を置くものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 道の水防組織 道は、北海道災害対策本部条例（昭和37年11月1日北海道条例第54号）、北海道災害対策本部運営規定及び北海道地域防災計画第3章第1節第2「応急活動体制」に定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとする。 水防事務の総括は本庁にあっては総務部危機対策局危機対策課、地方部局にあっては、その区域を管轄する総合振興局又は振興局地域創生部 危機対策室 で行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 水防計画の調査 道は、水防計画を調査させるため、北海道防災会議に水防部会を置く。 北海道防災会議水防部会設置要綱及び運営規程は、参考資料 1 「北海道防災会議水防部会設置要綱」及び参考資料 2 「北海道防災会議水防部会運営規程」のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 水防管理団体の水防組織 第2 指定水防管理団体 法第4条の規定により、知事が指定した指定水防管理団体は、別表1「指定水防管理団体一覧表」のとおりである。 指定水防管理者がその区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合は、水防団を置くものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 水防組織</p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p> <p style="text-align: center;">※該当する記載がないため</p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p> <p style="text-align: center;">※該当する記載がないため</p> <p style="text-align: center;"><u>対象外</u></p> <p style="text-align: center;">※該当する記載がないため</p>	<p>第2章 水防組織</p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p>	<p>・組織改組のため</p> <p>・字句修正のため</p> <p>・字句修正のため</p>

北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)																																																																																
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)																																																																																	
<p>第4章 予報及び警報</p> <p>第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項</td> <td>水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防活動用津波注意報・津波警報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項</td> <td>注意報・警報・情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	種類	(略)	(略)	気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項	水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報				水防活動用津波注意報・津波警報			洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・ 情報			(略)				<p>第4章 予報及び警報</p> <p>第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象等予報警報 法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項</td> <td>水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防活動用津波注意報・津波警報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項</td> <td>洪水注意報・洪水警報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	種類	(略)	(略)	気象 等 予報警報 法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項	水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報				水防活動用津波注意報・津波警報			洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項	洪水 注意報・ 洪水 警報			(略)				<p>第4章 予報及び警報</p> <p>第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予報警報 [法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項]</td> <td>水防活動用気象注意報・気象警報 水防活動用洪水注意報・洪水警報 水防活動用高潮注意報・高潮警報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防活用用津波注意報・津波警報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水予報 [法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項]</td> <td>注意報・警報・情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	種類	(略)	(略)	気象予報警報 [法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項]	水防活動用気象注意報・気象警報 水防活動用洪水注意報・洪水警報 水防活動用高潮注意報・高潮警報				水防 活用 用津波注意報・津波警報			洪水予報 [法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項]	注意報・警報・ 情報			(略)				<p>第4章 予報及び警報</p> <p>第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予報等警報 [法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項]</td> <td>水防活動用気象注意報・気象警報 水防活動用洪水注意報・洪水警報 水防活動用高潮注意報・高潮警報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防活動用津波注意報・津波警報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水予報 [法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項]</td> <td>洪水注意報・洪水警報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	種類	(略)	(略)	気象予報 等 警報 [法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項]	水防活動用気象注意報・気象警報 水防活動用洪水注意報・洪水警報 水防活動用高潮注意報・高潮警報				水防 活動 用津波注意報・津波警報			洪水予報 [法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項]	洪水 注意報・ 洪水 警報			(略)				<ul style="list-style-type: none"> ・ 字句修正のため ・ 表現の適正化及び洪水予報に情報はないため削除 ・ 種類欄の名称を「水防活動用」に統一【札幌管区气象台】
区分	種類	(略)	(略)																																																																																	
気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項	水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報																																																																																			
	水防活動用津波注意報・津波警報																																																																																			
洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・ 情報																																																																																			
(略)																																																																																				
区分	種類	(略)	(略)																																																																																	
気象 等 予報警報 法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項	水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報																																																																																			
	水防活動用津波注意報・津波警報																																																																																			
洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項	洪水 注意報・ 洪水 警報																																																																																			
(略)																																																																																				
区分	種類	(略)	(略)																																																																																	
気象予報警報 [法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項]	水防活動用気象注意報・気象警報 水防活動用洪水注意報・洪水警報 水防活動用高潮注意報・高潮警報																																																																																			
	水防 活用 用津波注意報・津波警報																																																																																			
洪水予報 [法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項]	注意報・警報・ 情報																																																																																			
(略)																																																																																				
区分	種類	(略)	(略)																																																																																	
気象予報 等 警報 [法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項]	水防活動用気象注意報・気象警報 水防活動用洪水注意報・洪水警報 水防活動用高潮注意報・高潮警報																																																																																			
	水防 活動 用津波注意報・津波警報																																																																																			
洪水予報 [法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項]	洪水 注意報・ 洪水 警報																																																																																			
(略)																																																																																				

北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)	
<p>第2節 気象庁が行う予報及び警報 第2 警報等の伝達経路及び手段 1 洪水の場合</p> <p>(R5.1)</p> <p>(注: →は法定伝達経路、---は放送又は無線)</p> <p>(R6.1)</p> <p>(注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報の通知先 →は、放送 (※1) 府県予報区担当気象官署：札幌管区气象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方分庁官署：帯広測候所 (※2) NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。 (※3) 陸上自衛隊北方方面隊司令部(情報部資料課)、北海道警察、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道電力等</p> <p>(※1) 府県予報区担当気象官署：札幌管区气象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地分庁官署：帯広測候所 (※2) NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。 (※3) 陸上自衛隊北方方面隊司令部(情報部資料課)、北海道警察、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道電力等</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 気象庁が行う予報及び警報 第2 警報等の伝達経路及び手段 1 洪水等の場合</p> <p>(R6.1)</p> <p>(注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報の通知先 →は、放送 (※1) 府県予報区担当気象官署：札幌管区气象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方分庁官署：帯広測候所 (※2) NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。 (※3) 陸上自衛隊北方方面隊司令部(情報部資料課)、北海道警察、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道電力等</p> <p>(R7.1)</p> <p>(注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報の通知先 →は、放送 (※1) 府県予報区担当気象官署：札幌管区气象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方分庁官署：帯広測候所 (※2) NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。 (※3) 陸上自衛隊北方方面隊司令部(情報部資料課)、北海道警察、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道電力等</p> <p>(※1) 府県予報区担当気象官署：札幌管区气象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地分庁官署：帯広測候所 (※2) NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。 (※3) 陸上自衛隊北方方面隊司令部(情報部資料課)、北海道警察、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道電力等</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 気象庁が行う予報及び警報等 2 警報等の伝達経路及び手段 (1) 特別警報、警報並びに気象予報(注意報を含む)情報等伝達系統図</p> <p>(注) 特別警報・警報のみ通報 注1 (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先 (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法第15条の2の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達 (点線) は、放送・無線</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 気象庁が行う予報及び警報等 2 警報等の伝達経路及び手段 (1) 洪水等の場合</p> <p>(注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報の通知先 →は、放送 (※1) NTT東日本・西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。 (※2) 陸上自衛隊北方方面隊司令部(情報部資料課)、北海道警察、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道電力等</p> <p>(略)</p>	<p>・「水防計画作成の手引き(都道府県版)令和4年8月」P.24の記載に合わせるため ・北海道地域防災計画の本編の伝達系統図の修正予定図と合わせるため 【札幌管区气象台】</p> <p>・現況と整合させるため削除</p> <p>・字句修正のため</p>

北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)	
<p>2 津波の場合</p> <p>(R5.1)</p> <p>(R6.1)</p> <p>(R7.1)</p> <p>(略)</p>	<p>2 津波の場合</p> <p>(R6.1)</p> <p>(R7.1)</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報、津波予報伝達系統図</p> <p>(注) ※1 津波警報と大津波警報(特別警報)の発表と解除のみ通報 ※2 緊急速報メールは大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先 (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達 (点線)は、放送・無線</p>	<p>(2) 津波の場合</p> <p>(注) (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく大津波警報・津波警報の通知先 (二重線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 (太線)は、放送・無線 (点線)緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 (※1) NTT東日本・西日本には、大津波警報及び津波警報のみ伝達。 (※2) NTT東日本・西日本には、大津波警報及び津波警報のみ伝達。</p>	<p>・北海道地域防災計画の地震・津波防災計画編の伝達系統図の修正予定図と合わせるため【札幌管区気象台】</p> <p>・現況と整合させるため削除</p>

北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)																																																																				
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)																																																																					
第3節 洪水予報河川における洪水予報 第1 種類及び発表基準 (略)	第3節 洪水予報河川における洪水予報 第1 種類及び発表基準 (略)	第3節 水位周知河川における水位到達情報 1 種類及び発表基準 (略)	第3節 水位周知河川における水位到達情報 1 種類及び発表基準 (略)	・洪水予報及びとるべき行動と警戒レベルについて、関連性を明確にするために一体的に記載するため(赤枠内)																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	氾濫注意情報 (洪水注意報)		基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>とるべき行動</th> <th>警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報解除</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> <td>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。ハザードマップ等想定されている区域や避難により、災害が先、避難経路を確認。</td> <td>警戒レベル2 相当</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> <td>地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。</td> <td>警戒レベル3 相当</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき</td> <td>地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自らの避難の判断を行う。</td> <td>警戒レベル4 相当</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫が発生したとき</td> <td>地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。</td> <td>警戒レベル5 相当</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	とるべき行動	警戒レベル	氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき			氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。ハザードマップ等想定されている区域や避難により、災害が先、避難経路を確認。	警戒レベル2 相当	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル3 相当	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき	地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自らの避難の判断を行う。	警戒レベル4 相当	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。	警戒レベル5 相当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達したとき	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>とるべき行動</th> <th>警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報解除</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達したとき</td> <td>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。ハザードマップ等想定されている区域や避難により、災害が先、避難経路を確認。</td> <td>警戒レベル2 相当</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</td> <td>地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。</td> <td>警戒レベル3 相当</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき</td> <td>地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自らの避難の判断を行う。</td> <td>警戒レベル4 相当</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫が発生したとき</td> <td>地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。</td> <td>警戒レベル5 相当</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	とるべき行動	警戒レベル	氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき			氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達したとき	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。ハザードマップ等想定されている区域や避難により、災害が先、避難経路を確認。	警戒レベル2 相当	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル3 相当	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき	地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自らの避難の判断を行う。	警戒レベル4 相当	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。	警戒レベル5 相当
種類	発表基準																																																																							
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																																																																							
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																																																																							
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき																																																																							
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき																																																																							
種類	発表基準	とるべき行動	警戒レベル																																																																					
氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき																																																																							
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。ハザードマップ等想定されている区域や避難により、災害が先、避難経路を確認。	警戒レベル2 相当																																																																					
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル3 相当																																																																					
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき	地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自らの避難の判断を行う。	警戒レベル4 相当																																																																					
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。	警戒レベル5 相当																																																																					
種類	発表基準																																																																							
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達したとき																																																																							
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき																																																																							
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき																																																																							
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき																																																																							
種類	発表基準	とるべき行動	警戒レベル																																																																					
氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき																																																																							
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達したとき	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。ハザードマップ等想定されている区域や避難により、災害が先、避難経路を確認。	警戒レベル2 相当																																																																					
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル3 相当																																																																					
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき	地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自らの避難の判断を行う。	警戒レベル4 相当																																																																					
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。	警戒レベル5 相当																																																																					

北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)																																																																																																																												
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)																																																																																																																													
<p>(水位の危険度レベル、水位の名称等)</p> <table border="1"> <tr><th>水位の危険度レベル</th><th>水位の名称</th><th>発表する洪水予報</th><th>市町村・住民に求める行動等</th></tr> <tr><td>レベル5</td><td>氾濫の発生</td><td>氾濫発生情報</td><td>直ちに安全確保</td></tr> <tr><td>レベル4 (危険)</td><td>氾濫危険水位</td><td>氾濫危険情報</td><td>危険な場所から全員避難</td></tr> <tr><td>レベル3 (警戒)</td><td>避難判断水位</td><td>氾濫警戒情報</td><td>危険な場所から高齢者等は避難</td></tr> <tr><td>レベル2 (注意)</td><td>氾濫注意水位</td><td>氾濫注意情報</td><td>水防団出動</td></tr> <tr><td>レベル1</td><td>水防団待機水位</td><td>(発表なし)</td><td>水防団待機</td></tr> </table> <p>第2 国が行う洪水予報 1 洪水予報河川 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>水系名</th><th>洪水予報区域名</th><th>対象指定河川名</th><th>実施期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">石狩川</td><td rowspan="10">石狩川下流</td><td>石狩川、当別川、篠津川、須部都川、美唄川、奈井江川、徳富川、尾白利川</td><td>札幌管区気象台・札幌開発建設部</td></tr> <tr><td>豊平川</td><td>豊平川、月寒川、望月寒川</td><td>〃</td></tr> <tr><td>千歳川</td><td>千歳川、旧夕張川</td><td>〃</td></tr> <tr><td>夕張川</td><td>夕張川</td><td>〃</td></tr> <tr><td>幾春別川</td><td>幾春別川</td><td>〃</td></tr> <tr><td>空知川下流</td><td>空知川</td><td>〃</td></tr> <tr><td>雨竜川</td><td>雨竜川、恵岱別川</td><td>〃</td></tr> <tr><td>石狩川上流</td><td>石狩川</td><td>旭川地方気象台・旭川開発建設部</td></tr> <tr><td>忠別川</td><td>忠別川</td><td>〃</td></tr> <tr><td>美瑛川</td><td>美瑛川</td><td>〃</td></tr> <tr><td>牛朱別川</td><td>牛朱別川</td><td>〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 洪水予報の伝達経路及び手段 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	水位の危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予報	市町村・住民に求める行動等	レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保	レベル4 (危険)	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難	レベル3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難	レベル2 (注意)	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動	レベル1	水防団待機水位	(発表なし)	水防団待機	水系名	洪水予報区域名	対象指定河川名	実施期間	石狩川	石狩川下流	石狩川、当別川、篠津川、須部都川、美唄川、奈井江川、徳富川、尾白利川	札幌管区気象台・札幌開発建設部	豊平川	豊平川、月寒川、望月寒川	〃	千歳川	千歳川、旧夕張川	〃	夕張川	夕張川	〃	幾春別川	幾春別川	〃	空知川下流	空知川	〃	雨竜川	雨竜川、恵岱別川	〃	石狩川上流	石狩川	旭川地方気象台・旭川開発建設部	忠別川	忠別川	〃	美瑛川	美瑛川	〃	牛朱別川	牛朱別川	〃	<p>(水位の危険度レベル、水位の名称等)</p> <table border="1"> <tr><th>水位の危険度レベル</th><th>水位の名称</th><th>発表する洪水予報</th><th>市町村・住民に求める行動等</th></tr> <tr><td>レベル1</td><td>水防団待機水位</td><td>(発表なし)</td><td>水防団待機</td></tr> <tr><td>レベル2 (注意)</td><td>氾濫注意水位</td><td>氾濫注意情報</td><td>水防団出動</td></tr> <tr><td>レベル3 (警戒)</td><td>避難判断水位</td><td>氾濫警戒情報</td><td>危険な場所から高齢者等は避難</td></tr> <tr><td>レベル4 (危険)</td><td>氾濫危険水位</td><td>氾濫危険情報</td><td>危険な場所から全員避難</td></tr> <tr><td>レベル5</td><td>氾濫の発生</td><td>氾濫発生情報</td><td>直ちに安全確保</td></tr> </table> <p>第2 国が行う洪水予報 1 洪水予報河川 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>水系名</th><th>洪水予報区域名</th><th>対象指定河川名</th><th>実施期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">石狩川</td><td rowspan="10">石狩川下流</td><td>石狩川、当別川、篠津川、須部都川、美唄川、奈井江川、徳富川、尾白利加川</td><td>札幌管区気象台・札幌開発建設部</td></tr> <tr><td>豊平川</td><td>豊平川、月寒川、望月寒川</td><td>〃</td></tr> <tr><td>千歳川</td><td>千歳川、旧夕張川</td><td>〃</td></tr> <tr><td>夕張川</td><td>夕張川</td><td>〃</td></tr> <tr><td>幾春別川</td><td>幾春別川</td><td>〃</td></tr> <tr><td>空知川下流</td><td>空知川</td><td>〃</td></tr> <tr><td>雨竜川</td><td>雨竜川、恵岱別川</td><td>〃</td></tr> <tr><td>石狩川上流</td><td>石狩川</td><td>旭川地方気象台・旭川開発建設部</td></tr> <tr><td>忠別川</td><td>忠別川</td><td>〃</td></tr> <tr><td>美瑛川</td><td>美瑛川</td><td>〃</td></tr> <tr><td>牛朱別川</td><td>牛朱別川</td><td>〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 洪水予報の伝達経路及び手段 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	水位の危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予報	市町村・住民に求める行動等	レベル1	水防団待機水位	(発表なし)	水防団待機	レベル2 (注意)	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動	レベル3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難	レベル4 (危険)	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難	レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保	水系名	洪水予報区域名	対象指定河川名	実施期間	石狩川	石狩川下流	石狩川、当別川、篠津川、須部都川、美唄川、奈井江川、徳富川、尾白利加川	札幌管区気象台・札幌開発建設部	豊平川	豊平川、月寒川、望月寒川	〃	千歳川	千歳川、旧夕張川	〃	夕張川	夕張川	〃	幾春別川	幾春別川	〃	空知川下流	空知川	〃	雨竜川	雨竜川、恵岱別川	〃	石狩川上流	石狩川	旭川地方気象台・旭川開発建設部	忠別川	忠別川	〃	美瑛川	美瑛川	〃	牛朱別川	牛朱別川	〃	<p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p>	<p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p>	<p>・前表の警戒レベル掲載順との整合を図るため</p> <p>・字句修正のため</p> <p>・現況と整合させるため削除</p>
水位の危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予報	市町村・住民に求める行動等																																																																																																																													
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保																																																																																																																													
レベル4 (危険)	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難																																																																																																																													
レベル3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難																																																																																																																													
レベル2 (注意)	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動																																																																																																																													
レベル1	水防団待機水位	(発表なし)	水防団待機																																																																																																																													
水系名	洪水予報区域名	対象指定河川名	実施期間																																																																																																																													
石狩川	石狩川下流	石狩川、当別川、篠津川、須部都川、美唄川、奈井江川、徳富川、尾白利川	札幌管区気象台・札幌開発建設部																																																																																																																													
		豊平川	豊平川、月寒川、望月寒川	〃																																																																																																																												
		千歳川	千歳川、旧夕張川	〃																																																																																																																												
		夕張川	夕張川	〃																																																																																																																												
		幾春別川	幾春別川	〃																																																																																																																												
		空知川下流	空知川	〃																																																																																																																												
		雨竜川	雨竜川、恵岱別川	〃																																																																																																																												
		石狩川上流	石狩川	旭川地方気象台・旭川開発建設部																																																																																																																												
		忠別川	忠別川	〃																																																																																																																												
		美瑛川	美瑛川	〃																																																																																																																												
牛朱別川	牛朱別川	〃																																																																																																																														
水位の危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予報	市町村・住民に求める行動等																																																																																																																													
レベル1	水防団待機水位	(発表なし)	水防団待機																																																																																																																													
レベル2 (注意)	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動																																																																																																																													
レベル3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難																																																																																																																													
レベル4 (危険)	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難																																																																																																																													
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保																																																																																																																													
水系名	洪水予報区域名	対象指定河川名	実施期間																																																																																																																													
石狩川	石狩川下流	石狩川、当別川、篠津川、須部都川、美唄川、奈井江川、徳富川、尾白利加川	札幌管区気象台・札幌開発建設部																																																																																																																													
		豊平川	豊平川、月寒川、望月寒川	〃																																																																																																																												
		千歳川	千歳川、旧夕張川	〃																																																																																																																												
		夕張川	夕張川	〃																																																																																																																												
		幾春別川	幾春別川	〃																																																																																																																												
		空知川下流	空知川	〃																																																																																																																												
		雨竜川	雨竜川、恵岱別川	〃																																																																																																																												
		石狩川上流	石狩川	旭川地方気象台・旭川開発建設部																																																																																																																												
		忠別川	忠別川	〃																																																																																																																												
		美瑛川	美瑛川	〃																																																																																																																												
牛朱別川	牛朱別川	〃																																																																																																																														

北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)						
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)							
<p>第3 道と気象台が行う洪水予報</p> <p>1 洪水予報河川 道と気象庁が共同で洪水予報を行う河川は、次のとおりである (別表5「指定河川、基準水位観測所、水防警報区、水位周知区間及び洪水予報区間 (知事指定) 参照」)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川</td> <td>新川</td> <td>札幌管区気象台・ 空知総合振興局札幌建設管理部</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 洪水予報の伝達経路及び手段 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。</p> <p>（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先は、放送 （※1）北海道開発局、陸上自衛隊（北方方面総監部（情報部資料課）、第11旅団）、北海道警察等</p> <p>（略）</p>	水系名	河川名	実施機関	新川	新川	札幌管区気象台・ 空知総合振興局札幌建設管理部	<p>第3 道と気象台が行う洪水予報</p> <p>1 洪水予報河川 道と気象台が共同で洪水予報を行う河川は、別表5「指定河川、基準水位観測所、水防警報区、水位周知区間及び洪水予報区間 (知事指定)」のとおりである。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>2 洪水予報の伝達経路及び手段 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。</p> <p>（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先は、放送 （※1）北海道開発局、陸上自衛隊（北方方面総監部（情報部資料課））、北海道警察等</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;">更新対象外</p> <p style="text-align: center;">※該当する記載がないため</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <p style="text-align: center;">※該当する記載がないため</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <p style="text-align: center;">※該当する記載がないため</p>	<p style="text-align: center;">更新対象外</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p>	<p>・水位周知河川及び水防警報河川と同様の記載とするため</p> <p>・水位周知河川及び水防警報河川と同様の記載とするため</p> <p>・現況と整合させるため</p>
水系名	河川名	実施機関								
新川	新川	札幌管区気象台・ 空知総合振興局札幌建設管理部								

北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)	
<p>2 国土交通大臣が行う水防警報</p> <p>(略)</p> <p>3 道が行う水防警報 (2) 水防警報の伝達経路及び手段</p> <p>(略)</p> <p>第3 高潮時の海岸に関する水防警報 3 国土交通大臣が行う水防警報</p> <p>(略)</p> <p>第4 津波に関する水防警報 1 種類及び発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知するものとする。</p> <p>水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。<u>ただし、次の(1)～(3)のように「活動可能時間」がとれる場合にのみ発表する。</u></p>	<p>2 国土交通大臣が行う水防警報</p> <p>(略)</p> <p>3 道が行う水防警報 (2) 水防警報の伝達経路及び手段</p> <p>(略)</p> <p>第3 高潮時の海岸に関する水防警報 3 国土交通大臣が行う水防警報</p> <p>(略)</p> <p>第4 津波に関する水防警報 1 種類及び発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知するものとする。</p> <p>水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。<u>ただし、「待機」は気象庁の津波警報が発表されると自動的に発表したものとする。</u></p>	<p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>(2) 知事が行う水防警報 イ 水防警報の伝達経路及び手法</p> <p>(略)</p> <p>3 高潮時の海岸に関する水防警報</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>4 津波に関する水防警報 (1) 種類及び発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知するものとする。</p> <p>水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。ただし、「待機」は気象庁の津波警報が発表されると自動的に発表したものとする。</p>	<p>更新対象外</p> <p>(2) 知事が行う水防警報 イ 水防警報の伝達経路及び手法</p> <p>(略)</p> <p>3 高潮時の海岸に関する水防警報</p> <p>更新対象外</p> <p>4 津波に関する水防警報 (1) 種類及び発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知するものとする。</p> <p>水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。ただし、「待機」は気象庁の津波警報が発表されると自動的に発表したものとする。</p>	<p>・組織改組のため</p> <p>・組織改組のため</p> <p>・道が行う水位到達情報について、開発建設部から北海道開発局への通知はしていないため</p> <p>・組織改組のため</p> <p>・北海道開発局の定める「北海道開発局水防警報実施規程」との整合を図るため【北海道開発局】</p>

北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)																																													
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)																																														
<p>(1) 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時刻」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合</p> <p>(2) 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合</p> <p>(3) 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合</p>																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。</td> <td>津波警報等が解除されたとき又は水防活動の必要があると認められなくなったとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	発表基準	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき	解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除されたとき又は水防活動の必要があると認められなくなったとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出動</td> <td>水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>津波警報が発表される等必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。</td> <td>巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	発表基準	出動	水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>津波警報が発表される等必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。</td> <td>津波警報等が解除されたとき又は水防活動の必要があると認められなくなったとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	発表基準	待機	水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき	解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除されたとき又は水防活動の必要があると認められなくなったとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>津波警報が発表される等必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。</td> <td>巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了した時、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	発表基準	待機	水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認められるとき。	解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了した時、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。	<p>・北海道開発局の定める「北海道開発局水防警報実施規程」との整合を図るため【北海道開発局】</p> <p>・組織改組のため</p>
種類	内容	発表基準																																															
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき																																															
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除されたとき又は水防活動の必要があると認められなくなったとき。																																															
種類	内容	発表基準																																															
出動	水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。																																															
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。																																															
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。																																															
種類	内容	発表基準																																															
待機	水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。																																															
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき																																															
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除されたとき又は水防活動の必要があると認められなくなったとき。																																															
種類	内容	発表基準																																															
待機	水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。																																															
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認められるとき。																																															
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了した時、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。																																															
<p>2 国土交通大臣が行う水防警報</p> <p>(略)</p>	<p>2 国土交通大臣が行う水防警報</p> <p>(略)</p>	<p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p>	<p>更新対象外</p>																																														

北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)	
<p>第5章 水位等の観測、通報及び公表</p> <p>第1節 水位の観測、通報及び公表</p> <p>6 水位等通報系統図</p> <p>道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、次のとおりである。</p> <p>(注) 通常の経路 必要に応じ通報 障害時</p> <p>(略)</p>	<p>5章 水位等の観測、通報及び公表</p> <p>第1節 水位の観測、通報及び公表</p> <p>6 水位等通報系統図</p> <p>道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、次のとおりである。</p> <p>(注) 通常の経路 必要に応じ通報 障害時</p> <p>(略)</p>	<p>第5章 水位等の観測、通報及び公表</p> <p>第1節 水位の観測、通報及び公表</p> <p>(5) 水位等通報系統図</p> <p>道の水位等通報系統図は、次のとおりである。</p> <p>(注) 通常の系統 必要に応じ通報 障害時</p> <p>(略)</p>	<p>第5章 水位等の観測、通報及び公表</p> <p>第1節 水位の観測、通報及び公表</p> <p>(5) 水位等通報系統図</p> <p>道の水位等通報系統図は、次のとおりである。</p> <p>(注) 通常の系統 必要に応じ通報 障害時</p> <p>(略)</p>	<p>・組織改組のため</p>

北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)	
<p>第6章 気象予報等の情報収集</p> <p>第2 気象情報等の種類 気象情報の種類は、次のとおりである。</p> <p>(1) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。</p> <p>(2) 地方気象情報、府県気象情報 <u>気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。</u> 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、<u>全般気象情報</u>として発表される。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。</u></p>	<p>第6章 気象予報等の情報収集</p> <p>第2 気象情報等の種類 気象情報の種類は、次のとおりである。</p> <p>(1) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（<u>石狩地方など</u>）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（<u>石狩・空知・後志地方など</u>）で発表される。<u>大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p> <p>(2) 地方気象情報、府県気象情報 <u>(削除)</u></p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報として発表される。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。</u></p>	<p>第6章 気象予報等の情報収集</p> <p>第2節 気象情報等の種類 気象情報の種類は、次のとおりである。</p> <p>(1) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。</p> <p>(2) 地方気象情報、府県気象情報 <u>気象情報とは、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。</u></p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、<u>全般気象情報</u>として発表される。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。</u></p>	<p>第6章 気象予報等の情報収集</p> <p>第2節 気象情報等の種類 気象情報の種類は、次のとおりである。</p> <p>(1) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（<u>檜山地方</u>）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（<u>渡島・檜山地方</u>）で発表される。<u>大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p> <p>(2) 地方気象情報、府県気象情報 <u>(削除)</u></p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報として発表される。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。</u></p>	<p>・北海道地域防災計画（本編）51頁の記載と整合させるため</p> <p>・北海道地域防災計画（本編）51頁の記載と整合させるため</p> <p>・北海道地域防災計画（本編）51頁の記載と整合させるため</p> <p>・地方気象情報、府県気象情報に関する項目であることから削除</p> <p>・北海道地域防災計画（本編）51頁の記載と整合させるため</p>

北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)	
<p>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</p> <p>(5) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	<p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</p> <p>(5) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	<p>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	<p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される情報。</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	<p>・北海道地域防災計画（本編）51頁の記載と整合させるため</p>

北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)	
<p>4 利水ダム (道許可) 利水ダム (道許可) の情報系統図は次のとおりである。</p> <p>(注: ※は、ゲート操作のあるダムに限る)</p>	<p>4 利水ダム (道許可) 利水ダム (道許可) の情報系統図は次のとおりである。</p> <p>(注: ※は、ゲート操作のあるダムに限る)</p>			<p>・組織改組のため</p>

北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)	
<p>第8章 通信連絡</p> <p>第4 その他の通信施設の使用</p> <p>(略)</p> <p>(1) 北海道総合行政情報ネットワーク (2) 北海道警察本部通信施設 (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設 (4) 北海道電力株式会社通信施設 (5) 北海道開発局通信施設 (6) 第一管区海上保安本部通信施設 (7) 自衛隊通信施設</p> <p>(略)</p>	<p>第8章 通信連絡</p> <p>第4 その他の通信施設の使用</p> <p>(略)</p> <p>(1) 北海道総合行政情報ネットワーク (2) 北海道警察本部通信施設 (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設 (4) 北海道電力株式会社・<u>北海道ネットワーク株式会社</u>通信施設 (5) 北海道開発局通信施設 (6) 第一管区海上保安本部通信施設 (7) 自衛隊通信施設</p> <p>(略)</p>	<p>第8章 通信連絡</p> <p>3 その他の通信施設の使用</p> <p>(略)</p> <p>(1) 北海道総合行政情報ネットワーク (2) 北海道警察本部通信施設 (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設 (4) 北海道電力株式会社通信施設 (5) 北海道開発局通信施設 (6) 第一管区海上保安本部通信施設 (7) 自衛隊通信施設</p> <p>(略)</p>	<p>第8章 通信連絡</p> <p>3 その他の通信施設の使用</p> <p>(略)</p> <p>(1) 北海道総合行政情報ネットワーク (2) 北海道警察本部通信施設 (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設 (4) 北海道電力株式会社・<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>通信施設 (5) 北海道開発局通信施設 (6) 第一管区海上保安本部通信施設 (7) 自衛隊通信施設</p> <p>(略)</p>	<p>・分社化による組織変更のため</p>

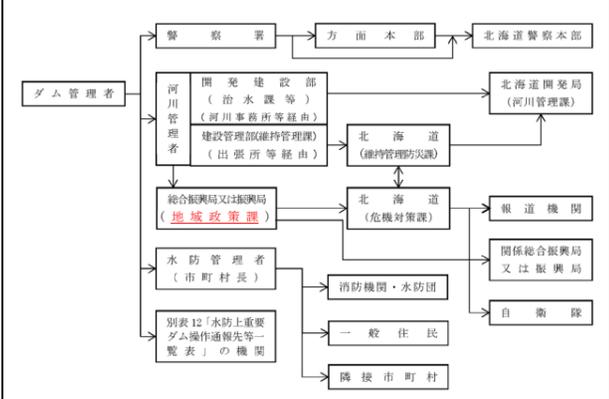
北海道水防計画 本編		上ノ国町水防計画 本編		備考 (道水防計画の修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R6.3)	修正案 (R8.●)	
<p>第10章 水防活動</p> <p>第6節 避難のための立退き 災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか北海道地域防災計画第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。</p> <p>(1) 洪水、内水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた道の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。 水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第10章 水防活動</p> <p>第6節 避難のための立退き 災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか北海道地域防災計画第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。</p> <p>(1) 洪水、内水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた道の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、<u>滞在者その他の者</u>に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。 水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第10章 水防活動</p> <p>第6節 避難のための立退き 災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか上ノ国町地域防災計画第5章第5節「避難対策計画」の定めるところによる。</p> <p>(1) 洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、町長、その命を受けた町の職員は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。町が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第10章 水防活動</p> <p>第6節 避難のための立退き 災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか上ノ国町地域防災計画第5章第5節「避難対策計画」の定めるところによる。</p> <p>(1) 洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、町長、その命を受けた町の職員は、必要と認める区域の居住者、<u>滞在者その他の者</u>に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。町が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>・平成23年水防法改正事項を反映のため (追記)</p>

北海道水防計画 本編
 前回版 (R6.1 及び R5.1)

第7節 決壊・越水等の通報
 第2 堤防等の決壊・越水等通報系統図
 堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。

(注) 消防機関の長、水防団長は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

第3 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図
 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。



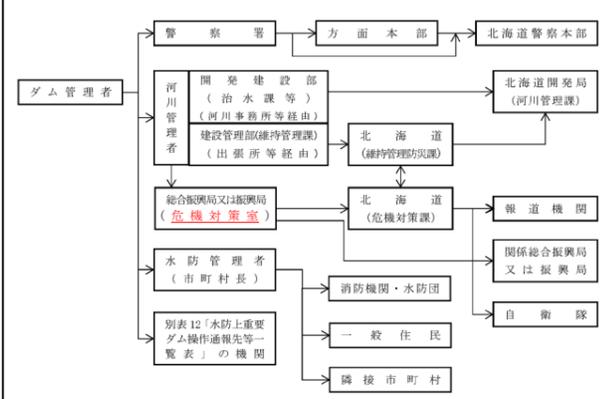
(略)

北海道水防計画 本編
 現行 (R7.1)

第7節 決壊・越水等の通報
 第2 堤防等の決壊・越水等通報系統図
 堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。

(注) 消防機関の長、水防団長は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

第3 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図
 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。

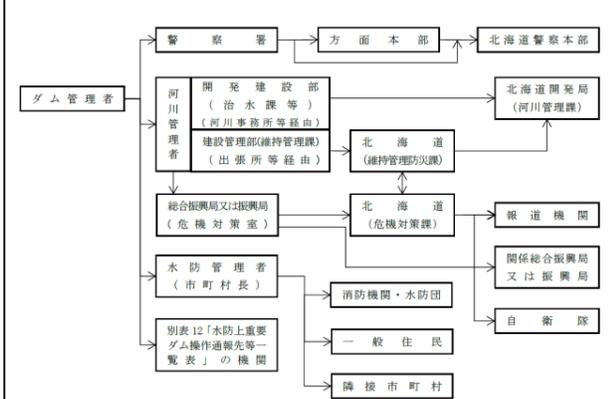


(略)

上ノ国町水防計画 本編
 現行 (R6.3)

第7節 決壊・越水等の通報
 2 堤防等の決壊・越水等通報系統図
 堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。

3 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図
 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。



水防上重要ダム操作通報先等一覧

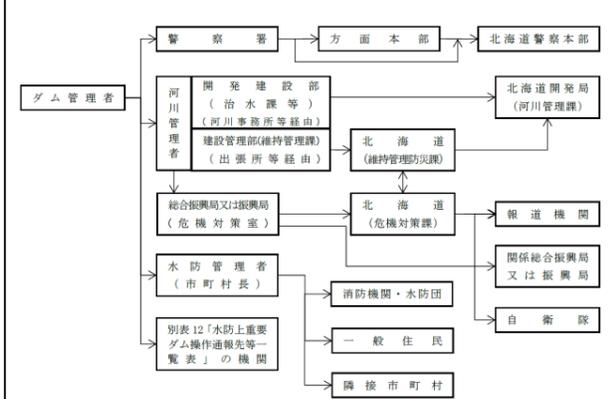
水系名	河川名	ダム名称	位置	管理者名	通報先	通報先に対する周知	住民に対する周知
天野川水系	目名川	上ノ国	上ノ国町宇内郡	北海道	渡島総合振興局函館建設管理部治水課、同管理課、檜山振興局地域創生部危機対策室、上ノ国町役場、江差町役場、江差警察署、函館地方気象台	加入電話 ファクシミリ	キレン 北一カー

(略)

上ノ国町水防計画 本編
 修正案 (R8.●)

第7節 決壊・越水等の通報
 2 堤防等の決壊・越水等通報系統図
 堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。

3 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図
 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。



水防上重要ダム操作通報先等一覧

水系名	河川名	ダム名称	位置	管理者名	通報先	通報先に対する周知	住民に対する周知
天野川水系	目名川	上ノ国	上ノ国町宇内郡	北海道	渡島総合振興局函館建設管理部治水課、同管理課、檜山振興局地域創生部危機対策室、上ノ国町役場、江差町役場、江差警察署、函館地方気象台	加入電話 ファクシミリ	キレン 北一カー

(略)

・組織改組のため